

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 184

処 分 名	薬局製造販売医薬品製造販売業の許可証の再交付	
処 分 の 概 要	申請に基づき許可台帳と確認、合致した場合、許可証を交付する。	
根 拠 法 令 名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年1月26日政令第11号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	4日	
標 準 処 理 期 間	計	4日
審 査 基 準	許可台帳との一致が確認できること。	
【根拠法令等】	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</p> <p>(製造販売業の許可証の再交付)</p> <p>第六条 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請者の住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に対して行わなければならない。この場合において、許可証を破り、又は汚した医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、申請書にその許可証を添えなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。